

食の安全「基本のお話」

—第88回—

■食品添加物等の複合影響について

食品安全委員会(内閣府)では、2006年度に食品添加物の複合影響に関する情報収集調査※を行い、食品添加物の複合影響について「起こり得る可能性は極めて低く、現実的な問題ではない」旨が報告されています。その後も情報収集が行われていますが、「複合影響を懸念しなければならない事例」の報告は現時点ではありません。

※食品安全委員会の食品添加物の複合影響に関する情報収集調査報告書(2007年)より
<https://www.fsc.go.jp/fscis/survey/show/cho20070330001>



1. 食品添加物の複合影響の可能性が低いと考えられている理由

①使用基準が定められている

身体に影響の出ない量しか摂取されないように、一日摂取許容量(ADI)の考え方にに基づき、使用基準が定められています。



一日摂取許容量
(ADI)とは

②蓄積性がない

使用が許可されている食品添加物は、体の働きにより分解されたり、尿と一緒に体の外に出るなどし、体内にたまり続けることはありません。重金属のように体内に蓄積され続けるような添加物の使用は、許可されていません。

例えば、保存料ソルビン酸は脂肪酸の一種で、体内では他の脂肪酸と同様に代謝され、二酸化炭素と水にまで分解されます。



③医薬品との違い

医薬品の場合は、身体に影響を及ぼす量を摂りますので、複数を同時に摂取すると思われる影響が出る場合があります。

④身体へ影響が出ない食品添加物を、何種類同時に摂っても、影響が出ないものと考えられています。

2. 実際の食品添加物の摂取量は基準値を大幅に下回っています。

●マーケットバスケット方式による食品添加物一日摂取量

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/sesshu/index.html



●食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果の公表:

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/130415-1.html>



私たちは、普段の食事で多様な成分を体内に取り入れています。安全性評価がされ、使用量まで管理されている成分は食品添加物と残留農薬ぐらいで、健康被害リスクは、他の食品・成分と同等か低いと言えます。